

長浜市告示第189号

長浜市小規模放課後児童クラブ補助金交付要綱（平成25年長浜市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条ただし書中「食糧費」を「飲食物費」に改める。

第4条を次のように改める。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1年度当たりの上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 年間を通じて小規模放課後児童クラブを実施する場合 年額1,975,000円
（小規模放課後児童クラブを実施しない月があるときは、月割りにより計算する。）

(2) 長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第3条第1項第3号から第6号までに規定する学校の休業日にのみ小規模放課後児童クラブを実施する場合 20,000円に小規模放課後児童クラブを実施した日数を乗じて得た額

2 第2条第1項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれにも該当するものにあつては、前項に定める上限額に年額430,000円（小規模放課後児童クラブを実施しない月があるとき又は次の各号のいずれかに該当しない月があるときは、月割りにより計算する。）を加算することができる。

(1) 障害児（放課後児童健全育成事業実施要綱（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知別紙）別添3に定める障害児をいう。以下同じ。）が1人以上在籍していること。

(2) 長浜市放課後児童クラブ条例第4条第1項に規定する児童が3人以上在籍していること。

(3) 安全で円滑な活動ができるよう支援員が3人以上確保されていること。

様式第1号中「 m^2 」を「 m^2 （ m^2 /人）」に、「開設時間」を「開所時間」に改める。

様式第2号中「開設日数」を「開所日数」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。